

4. 困りごとなどの相談などに応じます。

ふれあい福祉相談

(予算額：249 千円)

生活支援課・各福祉センター

地域における低所得者などの生計に関する相談や高齢者などの日常的な金銭管理の相談など、福祉全般に関わる相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行います。

また、相続・扶養・多重債務など専門的な助言が必要な問題については、弁護士による法律相談を実施します。

○常設相談

実施主体：鶴岡市社会福祉協議会

受付日時：月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日、年末年始を除く）

相談窓口：各福祉センター

相談方法：来所・電話・訪問 等

利用料：無料

○法律相談（予約制）

開設日時：年間 14 回 午前 10 時～午後 3 時（開設日・場所は市社協広報で周知します）

相談場所：各福祉センター巡回

相談員：弁護士

利用料：無料

【相談件数】

		鶴岡福祉センター	藤島福祉センター	羽黒福祉センター	櫛引福祉センター	朝日福祉センター	温海福祉センター	合計
29 年度	常設相談	293	80	138	43	14	157	725
	法律相談	65	4	8	7	5	6	95
30 年度	常設相談	375	31	89	21	90	62	668
	法律相談	64	8	8	4	5	5	94
31(R1)年度	常設相談	216	27	42	21	64	199	569
	法律相談	70	8	6	4	7	7	102

地域包括支援センター（市委託）

（予算額：83,539千円）

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるように、心身の状態や生活環境等の変化に応じて、医療・介護・地域、その他必要な資源と連携し、包括的および継続的に支援を行う地域包括ケア体制を構築します。

1. 総合相談支援事業

地域の高齢者の身近な相談窓口として機能の充実を図り、必要に応じて適切なサービスや機関、制度の利用に繋げるなど、課題解決に向けた支援を行います。

2. 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者一人ひとりの自立を支援するという理念のもと、介護予防事業・予防給付が効果的・効率的に提供されるよう適切なケアマネジメントを行います。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員、医療機関、地域組織など、各専門職や関係機関と協働し、高齢者の状況やその変化に応じた継続的なフォローアップを行います。

4. 権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守るため、消費者被害の防止や成年後見制度の活用促進を図ります。また、高齢者虐待など解決困難な事例の相談対応を行います。

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※窓口対応時間以外でも、電話により相談対応を行っています。

利用料金：無料

問い合わせ：地域包括支援センターかたりあい 西新斎町14-26 TEL：29-1626

地域包括支援センターなえづ ほなみ町3-1 TEL：26-9260

地域包括支援センターくしびき 三千刈字藤掛1 TEL：57-5003

【相談件数】

（単位：件）

	訪問相談	来所相談	電話相談	その他
29年度	5,108	1,000	5,847	464
30年度	4,723	833	3,634	454
31(R1)年度	3,586	969	5,761	390

【相談内容】※重複含む。

(単位：件)

	相 談 内 容 内 訳										介護予防ケアマネジメント	指定予防支援
	実態把握	権利擁護関係	介護関係	疾病・障がい関係	包括的	在宅福祉サービス	医療関係	経済的問題	事業対象者・要支援者	その他		
29	237	563	2,855	1,162	702	456	478	262	1,186	335	1,603	4,316
30	265	638	2,069	1,151	626	391	369	240	736	311	2,240	2,078
31(R1)	338	737	2,569	1,733	725	409	548	234	1,268	196	1,955	2,016

※事業対象者：平成 29 年度開始した総合事業のうち給付実績を伴わない相談

※介護予防ケアマネジメント：平成 29 年度開始した総合事業のうち給付実績を伴う相談

鶴岡市障害者相談支援センター（市委託）

（予算額：35,216千円）

鶴岡市障害者相談支援センター

○相談支援事業

障がい児・者等とその家族を対象に、サービスの利用援助や各種相談、情報提供などを行います。また、家族交流会や障がいの理解のための研修会を開催しています。生活・自立支援の一環としては、障がい者サロンや健康講座・料理教室などを開催しています。

利用対象：障がい児・者及びその家族

利用日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

利用料金：無料

申込み：鶴岡市総合保健福祉センター2階 鶴岡市障害者相談支援センター

TEL:25-2794 FAX:25-2476

【相談状況の推移】

（単位：件）

	訪問相談	来所相談	電話相談	計
29年度	2,522	743	2,677	5,942
30年度	2,514	671	3,018	6,203
31(R1)年度	2,872	609	3,130	6,611

○コミュニケーション支援事業

【手話通訳の設置】

鶴岡市障害者相談支援センターに相談員として手話通訳者1人を配置し、手話通訳が必要な方への支援を行います。

利用料金：無料

申込み：鶴岡市総合保健福祉センター2階 鶴岡市障害者相談支援センター

TEL:25-2794 FAX:25-2476

【相談状況の推移】

	手話通訳	講師依頼	個別相談
29年度	63件	21回	118件
30年度	62件	12回	131件
31(R1)年度	77件	14回	144件

※個別相談件数は相談支援事業相談件数より再掲

【手話奉仕員養成講座の開催】

聴覚障がい者のコミュニケーション手段のひとつである手話講座の開催により、単に言語を学ぶことにとどまらず、社会的に疎外されやすい聴覚障がい者の味方となり、また、社会参加がより活発になるよう情報保障の充実と、共生社会を構築するための人材を育成します。

期 間：令和2年7月4日～令和3年2月27日までの土曜日（月3～4回程度の全26回）

時間 午後1時30分～午後3時30分

場 所：鶴岡市総合保健福祉センター にご♥ふる 3階 栄養指導研修室

対 象 者：手話に関心があり、手話を学びたい人

参 加 費：3,240円（テキスト代）

募 集 定 員：20人

問い合わせ：鶴岡市総合保健福祉センター2階 鶴岡市障害者相談支援センター

TEL：25-2794 FAX：25-2476

鶴岡地域生活自立支援センター（市委託）

（予算額：18,926千円）

鶴岡地域生活自立支援センター

○自立相談支援事業

生活に困窮している方の相談に包括的に応じ、抱えている課題を的確に評価・分析し、その課題を踏まえた自立支援計画を作成し支援を行います。また、個人の就労支援に止まることなく就労後も自立に向けたアフターフォローを行います。

受付日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

利用料金：無料

申込み：鶴岡地域生活自立支援センター ぐらしステーション TEL：29-1729

場 所：鶴岡市役所1階（健康福祉部福祉課隣）

【相談件数等】

（単位：件）

	相談件数	プラン作成	増収入者数	就労者数
29年度	252	54	12	48
30年度	217	42	8	43
31(R1)年度	186	40	20	31

【相談内容】

（単位：件）

	相 談 内 容 内 訳																合計
	病気・障害・健康	住まい	収入・生活費	家賃・ローン	税金・公共料金	負債	仕事探し・就職	仕事上の不安やトラブル	地域との関係	家族との関係	子育て	介護	ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない	その他	
29	106	50	122	17	38	21	100	19	6	37	16	6	27	9	4	13	591
30	83	36	114	29	33	32	84	11	2	24	10	10	14	7	3	0	492
31(R1)	54	35	101	22	21	25	75	5	5	18	6	8	10	5	5	0	395

※相談内容の重複含む。

就労体験受入事業

(予算額：1,072 千円)
生活支援課

鶴岡地域生活自立支援センターへの相談者の中で、直ちに一般就労することが難しい方で、福祉施設で働くことを希望する方を社会福祉協議会で運営している施設で就労体験として受入れ、鶴岡地域生活自立支援センターと連携しながら個々の状況に応じた就労支援に取り組みます。

【実施状況】

	体験者数	一般就労への 移行者数
30 年度	4	1
31 (R1) 年度	0	0

※31 (R1) 年度は受入れなし。

就労準備支援事業「したくホーム」(市委託)

(予算額：7,945 千円)
地域福祉課

就労による自立を目指す相談者で、社会との関わりに不安を抱えていたり、就労に適応する準備が整っていない方について、課題解決に向けたプログラムの中で一般就労につながる基礎能力の形成と意欲の向上とともに社会的孤立の解消を図り、就労に向けた支援や体験就労の提供を行う事業です。

【支援件数等】

(単位：件)

年度	新規件数	終了件数	利用者数	就労者数
31 (R1)	21	5	16	10

生活福祉資金の貸付（県社協委託）

（予算額：5,758 千円）

生活支援課・各福祉センター

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等から相談を受け、無利子又は低利子で必要な資金の貸付けをします。貸付け後は民生委員・児童委員等と連携しながら償還指導を行い、世帯の自立を支援します。

対象者：低所得、障がい者、高齢者世帯で、他の貸付資金の活用が困難な方

受付日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

相談窓口：各福祉センター

【生活福祉資金相談件数等】

	相談件数	貸付件数	貸付金額
29年度	180件	60件	43,186,560円
30年度	123件	53件	35,628,000円
31(R1)年度	98件	45件	29,052,000円

【平成31（令和元）年度新規貸付状況】

（単位：件）

		鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
生活福祉資金	総合支援資金	1						1
	教育支援費	3	2	3				8
	就学支度費	7		1				8
	技能修得費		1					1
	療養費							
	障がい者自動車購入費							
	転居費	8						8
	緊急小口資金	9	1		2		1	13
	その他	5					1	6
合計		33	4	4	2	0	2	45

【貸付資金の種類・内容】

資金種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	
総合支援 資金	生活支援費	2人以上：月 20 万円以内 単身：月 15 万円以内 (貸付期間：12 月以内)	6 月以内	10 年以内 (借受人の年 齢が 65 歳に 達するまで)	
	住宅入居費	40 万円以内			
	一時生活再建費	60 万円以内			
福祉 資金	福祉 費	生業費	6 月以内	20 年以内	
		技能習得費		技能習得期間が 6 月程度：130 万円以内 1 年程度：220 万円以内 2 年程度：400 万円以内 3 年程度：580 万円以内	8 年以内
		住宅費		250 万円以内	7 年以内
		福祉用具購入費		170 万円以内	8 年以内
		障がい者自動車購入費		250 万円以内	8 年以内
		中国残留邦人等 国民年金追納費		513.6 万円以内	10 年以内
		療養・介護費		170 万円以内 (1 年以内) 230 万円以内 (1 年 6 月以内)	5 年以内
		災害援護費		150 万円以内	7 年以内
		冠婚葬祭費		50 万円以内	3 年以内
		転居費		50 万円以内	3 年以内
		就職・技能 修得支度費		50 万円以内	3 年以内
		その他日常生活費等		50 万円以内	3 年以内
		緊急小口資金		10 万円以内	2 月以内
教育支援 資金	教育支援費	(高校) 月 3.5 万円以内 (高専) 月 6 万円以内 (短大) 月 6 万円以内 (大学) 月 6.5 万円以内	卒業後 6 月以内	20 年以内 (修学期間 の 2~3 倍 程度)	
	就学支度費	50 万円以内			
不動産 担保型 生活資金	不動産担保型生活資金	月 30 万円以内 (土地の評価額の 7 割程度)	契約終了後 3 月以内	据置期間 終了時	
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	月額福祉事務所が設定 ・居住用不動産の評価額の 7 割程度 (集合住宅は 5 割) ・貸付基本額の範囲内 (生 活扶助額の 1.5 倍以内)			

【貸付利子】

総合支援資金 福祉資金 (福祉費)	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年利 1.5%
福祉資金 (緊急小口資金) 教育支援資金	無利子
不動産担保型生活資金	年利 3.0% 又は毎年 4 月 1 日時点の長期プライムレ ートのいずれか低い方

たすけあい資金の貸付

(予算額：4,087千円)

生活支援課・各福祉センター

低所得世帯など経済的支援を必要とする世帯へ、民生委員・児童委員の協力のもと一時的な生活資金として小口の生活資金の貸付けを行い、世帯の自立支援を図ります。

また、フードバンクを通じて食品等の無償提供を受け、生活保護や年金などの収入が入るまでのつなぎとして、金銭貸付だけでなく食品を提供する支援を行います。

実施主体：鶴岡市社会福祉協議会

対象者：一時的な生活困窮世帯

受付日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

貸付額：上限5万円の範囲内で、必要と認められる金額

相談窓口：各福祉センター

【たすけあい資金相談件数等】

	相談件数	貸付件数	貸付金額
29年度	134件	120件	3,340,500円
30年度	135件	102件	2,878,500円
31(R1)年度	132件	111件	2,972,000円

【平成31（令和元）年度新規貸付状況】

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
生活費	75	1		2		5	83
生活保護つなぎ資金	12	4	1				17
治療費・療養費							
入園・入学及び支度金							
住宅費	1						1
転居費							
その他	10						10
合計	98	5	1	2	0	5	111

【フードバンク食品提供件数】

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
29年度	99	3	3	0	3	0	108
30年度	128	7	2	6	2	4	149
31(R1)年度	133	9	0	0	0	10	152

日常生活の自立支援（県社協委託）

（予算額：17,792 千円）

生活支援課・各福祉センター

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などに、福祉サービスの利用援助や金銭管理（公共料金・医療費の支払い等）、預金通帳の預かりなどを行い、地域で自立した生活が送れるように支援します。

対象者：認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方などでお金の管理や引き出しができないなど日常生活に不安のある方

受付日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

相談窓口：各福祉センター

【相談・契約件数等の推移】

	相談件数（件）	新規契約件数（件）	利用者数（人）
29年度	1,425	29	129
30年度	1,870	41	152
31（R1）年度	2,406	38	164

判断能力が不十分な方への法人後見等

(予算額：9,035 千円)

生活支援課

成年後見制度による後見人となり、財産管理や身上監護を行い個人の権利を擁護するとともに、後見業務を実施している受任団体とのネットワークの充実を図り、成年後見制度の普及啓発を行います。

○相談

成年後見制度を必要とする親族や関係機関からの相談に応じ、家庭裁判所への申立てについて支援します。

受付日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

相談窓口：各福祉センター

○法人後見

認知症高齢者、知的障がい、精神障がいにより、判断能力が著しく低下した方に対して、本人の権利を守る援助者となり不動産や預貯金などの財産管理、さらに福祉施設の入退所、生活全般の支援に関する福祉サービス（身上監護）の契約などの法律的行為を、法人として、本人を代理して行い支援します。

【受任件数】

(単位：件)

	後見	保佐	補助	合計
29年度	12	3	2	17
30年度	6	5	2	13
31(R1)年度	6	7	2	15

○ネットワークの構築

鶴岡市成年後見連絡会を開催し、受任団体と情報交換しながら事業の普及啓発に努めます。

一時援護費の支給

(予算額：250 千円)

総務課

火災等の災害に見舞われた世帯に援護金を支給します。また、旅費等に困窮し、目的地まで到達できない方に隣接市町村までの旅費等を支給します。

【災害援護金】

問い合わせ：総務課

	30 年度		31 (R1) 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
鶴岡福祉センター	6 件	110,000 円	3 件	30,000 円
藤島福祉センター	0 件	0 円	0 件	0 円
羽黒福祉センター	1 件	10,000 円	2 件	40,000 円
櫛引福祉センター	0 件	0 円	0 件	0 円
朝日福祉センター	0 件	0 円	0 件	0 円
温海福祉センター	0 件	0 円	3 件	30,000 円
合 計	7 件	120,000 円	8 件	100,000 円

【旅費等一時援護金】

支給金額：隣接市町村までの旅費等

受付場所：市社協又は市役所福祉課（時間外の場合、市役所では守衛室で受け付けます。）

問い合わせ：総務課

	30 年度		31 (R1) 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
鶴岡福祉センター	10 件	6,840 円	16 件	14,250 円
温海福祉センター	1 件	240 円	4 件	1,750 円
合 計	11 件	7,080 円	20 件	16,000 円